

法令協議に関する申合せ

〔平成5年1月18日〕
各省庁文書・国会担当課長会議

法令協議に関し、次のように申し合わせる。

1 法令協議前における基本方針の調整

法律案又は政令案を閣議に付議しようとする省庁（以下「原案作成省庁」という。）は、当該案件に密接な関係がある省庁に対して、法令案を作成する以前の政策立案段階から、立案に際しての基本方針等について協議を行うよう努める。

2 法令協議のルール化

- (1) 各省庁への原案の協議は、適切な回答期限を付し、原則として当該案件の閣議予定日の2週間前までに開始する。
- (2) 各省庁文書担当課は、実質的な協議を十分に行うため、次により、法令協議の進行管理を徹底する。
 - ① 原案作成省庁は、案件の性格等を踏まえつつ、協議先省庁からの要請に応じて、協議先省庁に対して担当課長補佐等が案件の内容を説明する会議（以下「説明会」という。）ができる限り開催する。
 - ② 協議先省庁の文書担当課は、説明会における質疑応答を繰り返して行わない等、文書による回答を求める質問の数を極力少なくするよう調整を行う。
 - ③ 協議先省庁の文書担当課は、回答期限を遵守するよう進行管理を行う。
 - ④ 原案作成省庁及び協議先省庁の文書担当課は、調整事項を明確化し、その段階に応じ、適切な者によって実質的な協議が行われるよう担当課を指導する。
- (3) 原案作成省庁は、協議先省庁の意見に対する回答の発出、再意見の提出期限の設定等に当たって、協議先省庁の超過勤務が増加しないよう配慮する。
- (4) 省庁間の折衝は、原則として執務時間外に開始しない。

3 常会に提出する法律案の法令審査の平準化

- (1) 立法措置の必要性については、法律案の立案段階で十分に吟味する。
- (2) 常会に提出を予定する法律案の内閣法制局における下審査については、非予算関連法律案にあっては10月上旬から開始して年内に終了するよう、予算関連法律案にあっては翌年1月上旬から開始するよう努める。
- (3) 1月上旬の文書課長等会議においては、予算関連法律案の審議日程の確定、内閣法制局の下審査を踏まえた非予算関連法律案の確定等を行う。